

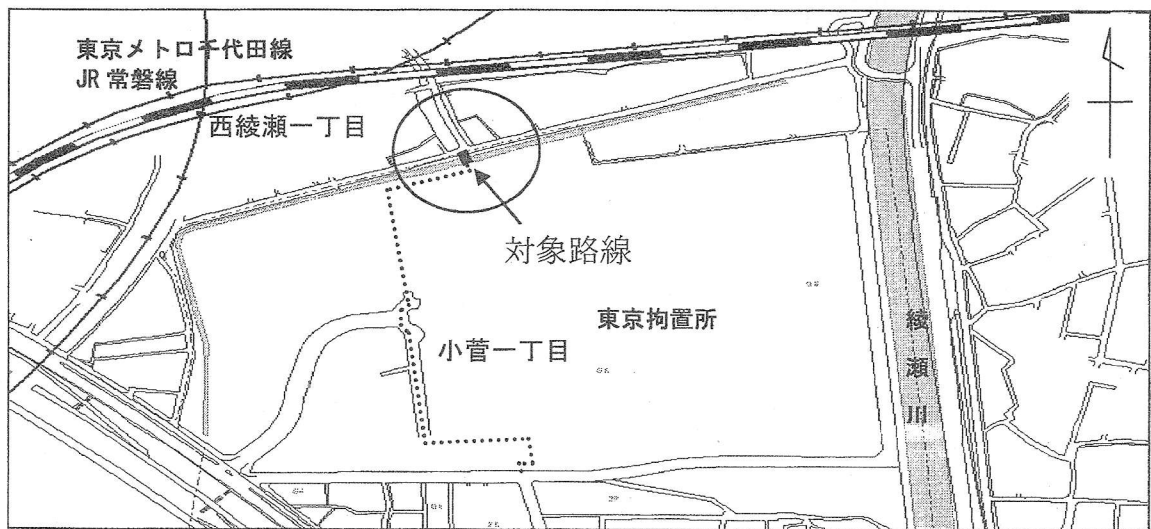
平成 24 年 3 月 13 日

葛飾区と足立区の行政境界に係る道路の管理に関する協定について

1 提案理由

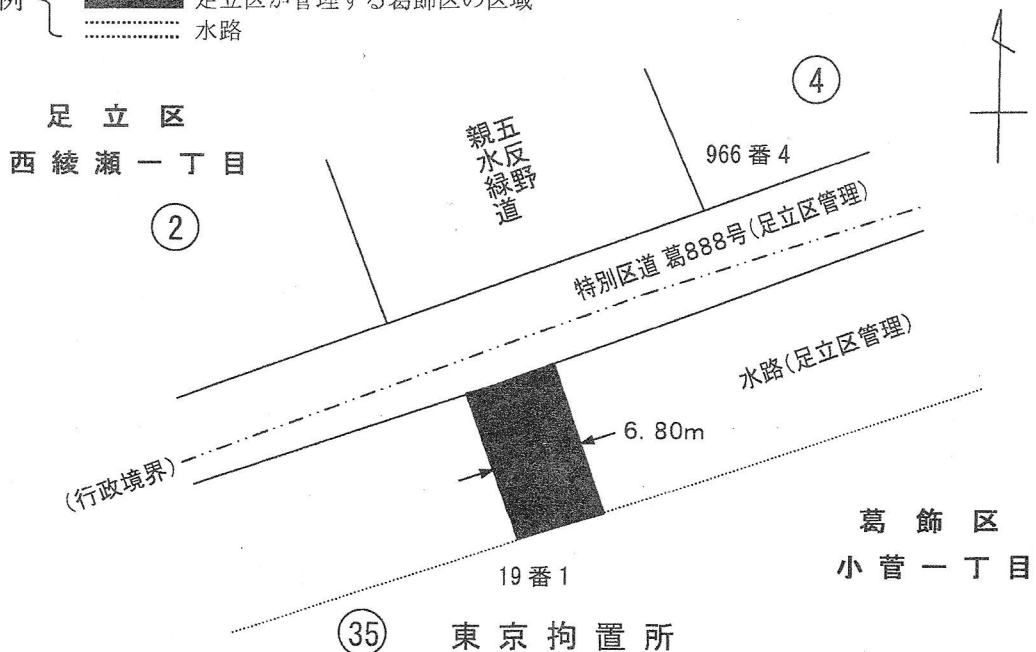
葛飾区と足立区の行政境界に係る道路の管理について、協定の必要があるもの。

2 案内図



3 道路の略図

- 凡例
- 特別区道路線
 - 足立区が管理する葛飾区の区域
 - ⋯ 水路



4 協定について

(1) 協定を適用する道路(以下「道路」という。)の区域は、次の表のとおりとする。

起 点 、 終 点	幅 員 、 延 長 等
足立区西綾瀬一丁目966番4地先から 葛飾区小菅一丁目19番1地先まで	幅員：6.80メートル 延長：11.53メートル 面積：78.54平方メートル (葛飾区側 78.54平方メートル) (足立区側 0.00平方メートル)

(2) 道路の管理は、足立区が行う。

(3) 道路の管理に要する経費は、足立区の負担とする。

(4) 道路の管理に伴う収入は、足立区の収入とする。